

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 会費納入規程

第 1条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下本会という。）定款第7条において、総会において定めるとしている会費の納入について必要な事項を定める。

第 2条 本会の入会金は0円とする。

第 3条 本会の会費は定款第5条の会員の種類により次のとおりとする。

- (1) 正会員 正会員の会費は年額10,000円とする
- (2) 名誉会員 名誉会員の会費は0円とする
- (3) 終身会員 終身会員の会費は0円とする
- (4) 賛助会員 賛助会員の会費は、法人については年額30,000円、個人については年額10,000円とする。

第 4条 定款第7条の会費納入期限を当該年度の9月30日とする。

第 5条 正会員が、療養等やむを得ない事由により1ヶ年以上離職したとき、もしくは災害に被災する等の被害を被ったときは会費納入免除の取扱いを受けることができる。

2 前項の定めに基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、会費免除申請書に、免除の事由を証明する書類を添え申請するものとする。

附 則

- 1 本規程は、令和元年5月25日から施行する。
- 2 この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。